

令和2年第1回宇佐市教育委員会会議録

令和2年1月27日午後2時00分、宇佐市教育委員会を教育委員会室に召集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 松永 建比古
委員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
社会教育課長	野 勝教
図書館庶務係主幹（総括）	永竿 高宏
学校給食課長	久井田 裕

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

令和元年議第109号 宇佐市教育振興基本計画（後期5年分）について
(教育総務課)

議第1号 宇佐市招致外国青年就業規則の一部改正について
(学校教育課)

議第2号 指定校変更について
(学校教育課)

◎追加議案

議第3号 宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
(教育総務課)

議第4号 宇佐市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について
(学校教育課)

議第5号 宇佐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(学校教育課)

- 議第 6 号 宇佐市立学校管理規則の一部改正について (学校教育課)
 議第 7 号 宇佐市公民館条例の一部改正について (社会教育課)
 議第 8 号 宇佐市社会教育指導員設置規則の一部改正について
 (社会教育課)
 議第 9 号 宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の施行期
 日を定める規則の制定について (社会教育課)
 議第 10 号 宇佐市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
 る規則の制定について (社会教育課)
 議第 11 号 指定校変更について (学校教育課)

◎報告事項

- (1) 2月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後2時00分)

教 育 長 令和2年第1回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
 事 務 局 (令和元年第13回の会議録を読み上げる)
 教 育 長 令和元年第13回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 令和元年議第109号宇佐市教育振興基本計画(後期5年分)
 について、教育総務課に説明を求める。
 教育総務課長 令和元年議第109号宇佐市教育振興基本計画(後期5年分)
 について、ご説明します。
 前回の教育委員会で冊子を配布し、ご提案させていただきました。前回は提案に至った経過などを説明させていただき、内容についてはかなりボリュームがあるということで、冊子を配布し、今回の教育委員会までに目を通していただき、お気づきの点、ご意見等があれば、本日の教育委員会で頂戴したいとお願いいたしましたところ。併せて、パブリックコメントも募集しますということでご説明させていただきました。前回の時点では、今回の教育委員会の時に、パブリックコメントについて、ご紹介し、委員さんからいただいたご意見なども反映させた最終案で決定させていただきたいとご説明しましたが、パブリックコメントについては募集期間が少しずれ込みまして、今現在まだ募集中です。パブリックコメントの募集については、現在、

市ホームページ等に掲げており、1月31日を締め切りにしており、本日ご紹介することができません。この後、ご意見をいただきました分についても、パブリックコメントとともに計画案に反映できる分については、反映させていただきたいと思います。本日は、配布しています計画案で一旦ご承認をいただければと考えております。この後、3月までに製本するために、印刷に部分的にまわしていきたいと思います。その中で3回ほど校正をしますので、軽微な修正、パブリックコメントの反映、資料編なども一部付けますので、校正の中で対応していきたいと思います。また次回の教育委員会の中でも、途中報告をさせていただきながら、製本までいきたいと考えております。以上です。

(詳細は前回の教育委員会で配布済冊子に記載)

教 育 長
教育総務課長

何か、意見等はありませんか。

製本までに、校正を3回していきますので、途中お気づきの点があれば、また次回でもご指摘いただければ、反映できるかと思えます。ただ今回、一旦原案としてご承認いただければ、校正を含めた印刷行為に入れますので、ご承認をお願いしたいと思います。先ほど説明しましたように、パブリックコメントもまだ募集期間中ですので、その中で出された意見によって、一部修正をしないといけない箇所が出てくると思えますので、それについては随時ご紹介しながら、反映していきたいと思えます。

委 員

この教育振興基本計画は、今までずっと続いてきていると思うのですが、今のライフスタイルに合うものになっているかどうか、そういったところが非常に気になる場所なのです。学校教育などを一つとってみても、各家庭のライフスタイルというのが10年くらい前とはかなり違ってきていると思えます。先生方の働き方改革にしろ、どんどん時代が変わってきています。それに、この基本計画というものがタイアップしているのかどうかということですね。現在のライフスタイルを全く加味していないということはないと思うのですが、時代に応じた教育振興基本計画であってほしいと思えます。これは教育委員会だけの問題ではなく、宇佐市の基本計画全体のことでも言えると思えます。

教育総務課長

この基本計画については、市全体の総合計画（後期）のパブリックコメントの募集が終わり、答申されて、決定に近づいていると流れがあります。基本的には、その中に教育に関する部分

がありますので、その総合計画（後期）からの流れを受けた教育振興基本計画になりますので、ある程度は準じています。

委員 これが宇佐市の一つの教育の大きな方針であり、バイブル的なものであると思います。この基本計画が活かされていかなければ、意味がないと思います。常に時代に沿ったものを作るという意識を持っていただきたいと思います。

委員 冊子の８Pの宇佐市が目指すこれからの教育というところで、宇佐らしい教育の推進と書かれていますが、今の人口減少社会において、地方が生き残っていくためには、グローバル人材と地域を担う人づくりというのが一番のキーワードになると思います。ふるさと教育で地域に誇りを持つことは、もちろん一番大事なことだと思いますが、もう一步進めて、子どもたちが地域の資源を教材にし、いろんなことに挑戦する中で、地域の中にある社会的な問題をどう解いていくかということを考えるような仕組みと言うか、そういうものがふるさと教育の中にこれから必要になってくるのではないかなと思います。そうすれば、地域の問題を考えることがグローバルな問題にも繋がっているということにも気づくだろうし、グローバルなところで活躍していても、地域の問題の解決に貢献することもできるのではないかと思います。やはり小さい時から子どもたちに、感じ取らせていくことが大事と思うので、誇りを育てるということと、地域の社会的な問題を自分たちで考えていくことの両輪でいくことが必要だと思います。それともう一つ、親子読書というのが取り組みとして書かれていますが、イベント的にはあるのですが、普段の日常的な継続とか、積み重ねとか、それが子どもたちの生きる力とか、学力に繋がっていくのかは、もう一步踏み込んだものが必要ではないかと思います。例えば、親子で読書の貯金通帳みたいなものを作って、親子で最も読まれている本を紹介したり、もう一步日常的な積み重ねができるような、それをお互いに広めていけるような取り組みができたらいいと思います。

委員 関心が高いのは何かといたら、昨年度組織化された学校運営協議会のことです。今から学校運営協議会そのものがどのように展開されていくのか、道筋がほしいということ、もう一つは防災について、ものすごく叫ばれています。災害に強い、訓練というよりも防災教育をここでも打ち出していることは非常にいいと思いますので、防災教育をいかに幼・小・中と徹底できるかなと、関心を持って見てきました。どこをどうしてほしい

という指摘はありませんが、今後非常に注目・着目される点ということで私は2点を挙げました。

委員

私は、市の総合計画策定の会議にも出席させていただきまして、そのとき一般公募の委員もいらっしゃる中で、やはり各課の縦割りだけではいけないところが、垣間見られたと思います。確かに教育だけみれば、方向性・指針とかが出やすいのですが、どうしても先ほど言われた学校運営協議会、コミュニティスクールとかもある中で、やはり地域防災も、減災も地域のチカラなくしてはもうできない状態です。やはりどうしても推進できる地域と、本意ではないのですが撤退いうか限界の地域も出てくるので、どこを基準にというのが難しいのと、一つの方向性ではできない地域とできる地域、またできるのに抑える地域というのが出てくるので、ちょっと多岐にわたる柔軟性も必要だと思います。内容については、このビジョンがありますので、これを逸脱することがないように思うのですが、例えば5年もたないところも出てくるかと思います。義務教育ですので、そこをどうしていくのか、どう公平に扱うのか、平等にできるのかということが課題になってくると思われますので、いろんな角度から情報収集しながら、柔軟に少し方向修正もできたらと思います。以上です。

教育長

まとまったご意見をいただきましたが、事務局から回答できるところはありますか。

教育総務課長

今、いろんな角度からさまざまなご意見をいただきました。確かに、今いただいたご意見は大切なご意見だと思います。一つ一つについては、防災の件にしても、学校運営協議会、親子読書や地域との繋がり等、一応は基本計画の方に書かせていただいているものはあります。今いただいたようなご意見を十分に注意しながら、今後これを基に運用していかないといけないと思います。

教育長

私からも一言付け加えますと、先ほどおっしゃられた柔軟性というものは必要だと思います。世の中がすごい速さで変わっていきます。例えば、昨年末総理大臣が1人1台パソコンをというような話をしておりました。それに乗って、市でも計画を何か考えていけば、今この基本計画にあるICTの部分にも当然影響が出てきますので、基本計画はもちろん大事であります。よりよいものに手が届くのであれば柔軟性も大事だと思います。以上です。他に意見等は、ありませんか。

ないようですので、全体としては承認していただけるというこ

とでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 この基本計画の案につきましては、先ほどの説明のとおり、資料編を付けるなど、校正もきちんと進めていきたいと思えます。それでは、続いて議第1号宇佐市招致外国青年就業規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第1号宇佐市招致外国青年就業規則の一部改正について、ご説明します。2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長 先ほどの説明にもありましたように会計年度任用職員という制度が来年度より導入される予定で、それに伴いALTの方々も影響を受け、よって法令関係が変わるので、それに合わせて改正ということでした。全体的な足並みを揃えないといけい部分の改正であります。何か、意見等はありませんか。

委員 この改正は、全国統一でされているのですか。

教育長 ALTがどんな身分で、市に雇用されるかにも拠るのですが、宇佐市では非常勤特別職として仕事をしていただいておりますので、非常勤特別職であれば会計年度任用職員に変わらないといけないということで今回の取り扱いとなりました。他に、意見等はありませんか。

学校教育課 ないようですので議第1号宇佐市招致外国青年就業規則の一部改正については、承認とし、次に議第2号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第2号指定校変更について、ご説明いたします。14Pをご覧ください。
今回は新小学校1年生2人、小学校1年生1人、新小学校2年生3人、小学校2年生2人、新小学校3年生2人、小学校3年生1人、新小学校5年生1人、新小学校6年生1人、新中学校1年生1人、新中学校2年生1人、新中学校3年生1人 計16人の指定校変更についてです。申請内容としては、帰宅後の監督者不在を理由とするものが6件、転居を理由とするものが5件、部活動を理由とするものが2件、特別支援教育を理由とするものが1件、その他が2件となります。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。
(変更理由については議案に記載)

教育長 まず番号1から10について、何か意見等はありませんか。

委員 異議なし。

教育長 次に番号11～12については、部活動を申請理由とするもの

で、番号11については継続、番号12については新規になりますが、通例承認している内容のもので、承認ということでよいですか。

委員
教育長

異議なし。
続いて番号13については、指定校に特別支援学級がないためという通例承認している内容のもので、承認ということでよいですか。

委員
教育長

異議なし。
続いて番号14、15についても継続案件ですので、承認ということでよいですか。

委員
教育長

異議なし。
続いて番号16について、新規ですがご自宅を新築中ということで転居に関わるものであり、これまでも承認してきた例はあったかと思しますので、承認ということでよいですか。

委員
教育長

異議なし。
以上、議第2号指定校変更についてはすべて承認とし、次に追加議案議第3号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、教育総務課に説明を求める。

教育総務課長

議第3号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、ご説明します。追加議案の2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長

説明にあったように、令和2年度から市の組織機構の変更があり、それに伴って課名が変更になるため、教育委員会の方の規則に影響があり、規則の一部改正をとということになります。何か、意見等はありませんか。

ないようですので、追加議案議第3号宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正については、承認とし、次に議第4号宇佐市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について及び議第5号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

議第4号宇佐市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について及び議第5号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明します。追加議案の4Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教育長

働き方改革に関連して長時間勤務している者が面接指導を受ける必要が出てくるので、産業医という立場での健康管理をしてもらいたいというものです。何か、意見等はありませんか。

- 委員 個別な名称はいいのですが、宇佐市内で産業医の資格を持っている医師は何人くらいいらっしゃいますか。
- 学校教育課長 20名くらいはいたかと思います。その中から、お願いをする予定です。
- 委員 現在の健康管理医は、産業医の資格はお持ちではないのですか。
- 学校教育課長 現在の健康管理医の先生は、産業医の資格はお持ちではありませんでした。
- 委員 先ほどの説明の中で気になることがありまして、残業時間が100時間、80時間とか言っていたと思うのですが、おそらく4月から労働基準法が変わって、時間の明記が年間何時間というのが示されるはずですが、それが該当するかどうかというのは微妙なラインがあると思います。一番忙しいピークがどこなのかというのも計画を立ててしないと、おそらく学校の先生も学期末ごとに忙しいと思いますので、かといって新学期が楽かと言えば、そうでもないと思います。その辺の時間管理を併せて、プランニングしたほうがいいと思います。
- 教育長 他に、意見等はありませんか。
- 学校教育課長 ないようですので、議第4号宇佐市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正について及び議第5号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、承認とし、次に議第6号宇佐市立学校管理規則の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
- 学校教育課長 議第6号宇佐市立学校管理規則の一部改正について、ご説明します。8Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教育長 何か、意見等はありませんか。
- 学校教育課長 ないようですので、議第6号宇佐市立学校管理規則の一部改正については、承認とし、次に議第7号宇佐市公民館条例の一部改正について、社会教育課に説明を求める。
- 社会教育課長 議第7号宇佐市公民館条例の一部改正について、ご説明します。10Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
- 教育長 何か、意見等はありませんか。
- 委員 会計年度となれば、1年ごとになるのですか。
- 社会教育課長 そうですね。
- 委員 そうすると、再任は。
- 社会教育課長 再任はできるようになっています。
- 委員 通算でどのくらいですか。

社会教育課長 運用上は、通算で3年もしくは5年となっています。3年で一度区切って、勤務評価によって、5年まで再任が可能という取扱いになっています。

委 員 人材の掘り起こしが難しいので、会計年度で切られたら、次を探すのが大変だろうと思ひまして。

社会教育課長 全国的に公民館長等は会計年度任用職員になってしまいますので、どうしてもそれに従わざるを得ないという状況で大変なのですが、致し方ないと思ひます。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。
ないようですので、次に議第8号宇佐市社会教育指導員設置規則の一部改正について、社会教育課に説明を求めらる。

社会教育課長 議第8号宇佐市社会教育指導員設置規則の一部改正について、ご説明します。12Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第8号宇佐市社会教育指導員設置規則の一部改正については、承認とし、次に議第9号宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、社会教育課に説明を求めらる。

社会教育課長 議第9号宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、ご説明します。15Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第9号宇佐市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定については、承認とし、次に議第10号宇佐市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、社会教育課に説明を求めらる。

社会教育課長 議第10号宇佐市公民館条例の一部改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、ご説明します。18Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第10号宇佐市公民館条例の一部改正する条例の施行期日を定める規則の制定については、承認とし、次に議第11号指定校変更について、学校教育課に説明を求めらる。

- 学校教育課 議第11号指定校変更について、ご説明いたします。14Pをご覧ください。
今回は新小学校4年生1人、小学校4年生1人、中学校3年生1人 計3人の指定校変更についてです。なお、いずれも登下校においては、保護者が責任を負うことになります。
(変更理由については議案に記載)
- 教育長 何か、意見等はありませんか。
ないようですので、議第11号指定校変更については、すべて承認とし、続きまして報告事項第1項の各課の2月の行事等の予定について、各課に説明を求める。
(詳細は議案に記載)
- 教育長 何か、質問等はありませんか。
ないようですので、次に次回教育委員会の日程について。
- 事務局 次回教育委員会の日程について、2月17日月曜日の午後2時00分から教育委員会室を予定しております。
- 教育長 何か、全体を通して意見等ありませんか。
ないようですので、次回の委員会は2月17日月曜日の午後2時00分から、教育委員会室で開催します。
- 教育長 各委員に諮り確認のうえ、第1回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時13分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。